

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則(平成23年準則第1号)第73条の規定に該当しない者であること。
- (2) 首都高速道路株式会社における2021・2022年度競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について」(https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/))に記載)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項1(ロ)の記載に抵触するものではないことに留意すること。
- (4) 業務実施上の条件

① 法人に必要とされる業務の実績 当該業務に参加希望する法人は、平成23年度以降に国土交通省、高速道路株式会社(首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡。以下同じ。)、高速道路公社(名古屋、広島、福岡北九州。以下同じ。))のいずれかの発注の下、鋼連続桁道路橋(歩道橋を除く。以下同じ。))の上部概算設計^{※1}及び下部実施設計^{※2}業務、又は上下部実施設計業務を完了した実績を有すること。

なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点(総合評定点)が60点未満のものを除く。

※1 概算設計とは、次のいずれかの業務をいう。以下同じ。

- ・首都高速道路株式会社における「概算設計」業務
- ・国土交通省における「予備設計」業務
- ・その他発注機関における国土交通省の「予備設計」と同等の業務

※2 実施設計とは、次のいずれかの業務をいう。以下同じ。

- ・首都高速道路株式会社における「実施設計」業務

- ・国土交通省における「詳細設計」業務
- ・その他発注機関における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務

② 予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術資格 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]又はRCCM(鋼構造及びコンクリート)を有する技術者

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当の国土交通大臣認定(国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課)を受けている必要がある。

ロ 業務実績 平成23年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点(総合評定点)が60点未満のものを除く。

同種業務：国土交通省、都道府県、政令指定都市、高速道路株式会社、高速道路公社のいずれかの発注の下、鋼連続桁道路橋の上部概算設計及び下部実施設計業務、又は上下部実施設計業務

類似業務：鋼連続桁橋の上部概算設計及び下部実施設計業務、又は上下部実施設計業務

ハ 手持ち業務量 令和3年5月13日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む。)において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

令和3年5月13日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量(本業務を含まない)が契約金額で4億円または契約件数で10件を超過した場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超過していない者

3 技術提案書の評価基準

(1) 技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績
- ③ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ④ 予定管理技術者及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑤ 予定管理技術者の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ① ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者
 - ② 評価項目
 - イ 専門技術力の確認
 - ロ 業務への取組姿勢の評価
 - ハ コミュニケーション力の評価

4 手続等

(1) 担当部局 首都高速道路株式会社 更新・建設局 総務・経理課 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-2-1 KANDA SQUARE 17F TEL：03-6803-3696 FAX：03-6803-3755

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

- ① 交付期間：令和3年4月8日(木)から令和3年4月26日(月)午後4時まで
- ② 方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法(CD-R等の配布)により無償で交付するので、上記4(1)の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等)

<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>

③ 交付資料のダウンロード操作手順：上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報(会社名、担当者名、連絡先等)を入力する。登録確認メール(ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知)を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 電子入札システムによる場合

参加表明書(電子入札システムにより提出すること。)

・受付期間：令和3年4月8日(木)午前10時から令和3年4月26日(月)午後4時まで

参加資格確認資料(様式1~4)(持参又は郵送により提出すること。)

<持参の場合>

・受付期間：令和3年4月8日(木)から令和3年4月26日(月)までの毎日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。)、午前10時から午後4時まで(正午から午後1までを除く。)

・受付場所：上記4(1)に同じ。